

建建監 第 1 号
令和8年4月13日

一般社団法人 京都電業協会 様

京都市建設局長 田中伸弥
担当 建設企画部監理検査課

「京都市建設局における熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行に関する要領」
及びQ&Aの改正について（通知）

平素は、本市建設行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

建設局では、近年の夏季における猛暑日などの気候状況を踏まえ、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行」を令和3年度から実施しています。

今般、令和8年4月の国土交通省の土木工事標準積算基準の改正に伴い、本要領の一部を別紙1のとおり改正しましたので通知します。

また、本要領の円滑な運用を図るため、別紙2のとおり「京都市建設局における熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行」に関するQ&Aを作成しましたので、あわせて通知します。

つきましては、貴団体の会員の建設事業者様へ御周知賜りますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 対象工事

京都市建設局が発注する工事で土木工事標準積算基準書を適用する工事（随意契約及び年間契約による工事を含まず。ただし、単価契約による工事を除きます。）で、主たる工種が屋外作業である工事（ただし、熱中症対策に資する現場管理費の補正については、受注者が契約後すみやかに希望した場合に限ります。）

2 実施時期

令和8年4月1日以降に契約する工事から実施します。

3 京都市情報館への掲載について

後日、別紙1及び別紙2を京都市情報館（本市ホームページ）に掲載する予定です。



京都市建設局における熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行に関する要領

改正 令和8年4月1日

1 目的

本要領は、近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、京都市建設局における熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行に関する事項を定めるものである。

2 用語の定義

(1) 真夏日

日最高気温が30度以上の日又は環境省が公表している暑さ指数(WBGT)が25度以上の日をいう。ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30度以上又は環境省が公表している暑さ指数(WBGT)が25度以上の場合とする。

(2) 工期

工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率}^* = \frac{\text{工期期間中の真夏日(日)}}{\text{工期(日)}}$$

※ 小数第3位を四捨五入して小数第2位止めとする。

<計算例> 真夏日率=(50日/300日)=0.17

3 対象工事等

(1) 対象工事(工事に類する業務委託を含む。)

京都市建設局が発注する工事で土木工事標準積算基準書を適用する工事(随意契約及び年間契約による工事を含む。ただし、単価契約による工事を除く。)で、主たる工種が屋外作業である工事(ただし、受注者が熱中症対策に資する現場管理費の補正を契約後すみやかに希望した場合に限る。)

(2) 対象地域

京都市内における全ての地域を対象とする。

4 積算方法等

(1) 補正方法

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、現場管理費の補正は変更契約において行うものとする。

$$\text{補正値}(\%)^{*1,2} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{*3}$$

※1 小数第3位を四捨五入して小数第2位止めとする。

<計算例> 補正値(%)=0.17×1.2=0.20%

※2 「積雪寒冷地域で施工時期が冬季となる場合の補正」及び「緊急工事の場合」と重複する場合には最高2%とする。

※3 補正係数：1.2

(2) 現場管理費

$$\text{現場管理費}(\text{円})^* = \text{対象純工事費}(\text{円}) \times ((\text{現場管理費率}(\%) \times \text{補正係数}) + \text{補正値}(\%))$$

※ <計算例> 現場管理費(円)=10,000,000円×((24.90%×1.0)+0.20%)=2,510,000円

(このうち、熱中症対策に資する現場管理費の補正額は10,000,000円×0.20%=20,000円)

5 適用

この要領は、令和8年4月1日以降に契約する工事から適用する。

6 留意事項

- (1) 真夏日日数の集計にあたっては、京都観測所（気象庁）で観測された気温^{※1}、又は、環境省が公表している暑さ指数（WBGT）（ただし、観測地点は「京都」に限る。）^{※2}のいずれを用いることを標準とする。ただし、これらのいずれの方法にもよりがたい場合は、事前に監督職員と協議のうえ、施工現場を代表する1地点で気象庁の気温測定方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

なお、気温の計測・集計方法については、工事着手前に受注者が提出する施工計画書に必ず記載することとする。また、気温の集計に要する費用は受注者の負担とする。

※1 気象庁「過去の気象データ検索」<<https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php>>

※2 環境省「暑さ指数(WBGT)の実況と予測」<https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt_data.php>

- (2) 真夏日日数の集計結果及び熱中症対策^{※3}の状況写真は、全工期分をまとめて、変更契約協議時に、工事打合せ簿により報告すること。

なお、真夏日日数の集計に当たっては、京都観測所（気象庁）で観測された気温、又は、環境省が公表している暑さ指数（WBGT）（ただし、観測地点は「京都」に限る。）を一括して簡易に参照・エクセルデータによる出力ができる「熱中症対策に資する現場管理費の補正額 算出サイト」^{※4}の使用を推奨する。

※3 熱中症対策の一例…作業員個人の費用（塩飴、経口保水液等効果的な飲料水、空調服、熱中症対策キット等）

【参考】国土交通省大臣官房技術調査課『土木工事安全施工技術指針』（令和2年3月）

<<https://www.mlit.go.jp/common/001334897.pdf>>

国土交通省大臣官房技術調査課『建設現場における熱中症対策事例集』（平成29年3月）

<<https://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekou/pdf/290331jireisyuu.pdf>>

国土交通省『STOP！熱中症－熱中症になる前に対策を！－』

<<https://www.mlit.go.jp/common/001292278.pdf>>

※4 一般財団法人建設物価調査会「熱中症対策に資する現場管理費の補正額 算出サイト」

<<https://nechusho.kensetu-navi.com/>>

- (3) 施工箇所点在型工事については、点在する箇所毎に補正を行う。
- (4) 上記の取扱いについて、特殊の事情等により、対応が困難な場合は、受発注者により決めること。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年5月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

「京都市建設局における熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行」に関するQ & A

Q 1. 工事の始期から終期までにおける準備期間とはなにか。

A 1. 工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をいう。）の着手日から本体工事（工事目的物を施工するための工事）や仮設工事（工事の施工及び完成に必要なとされる各種の仮工事）の着手までの期間をいう。

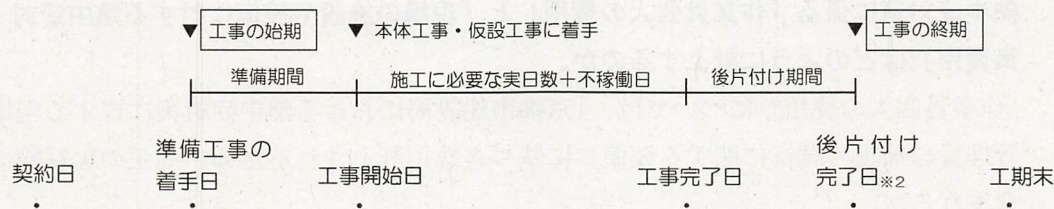
Q 2. 工事の始期から終期までにおける後片付け期間とはなにか。

A 2. 工事の完成に際して、受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分の清掃等に要する期間をいう。

ただし、変更契約手続き上、後片付け期間までを対象期間（真夏日率算出における工期）とすることが困難な場合※は受発注者協議により別途定めた日を「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行」における工事完成日とみなすことができる。

※夏季に精算変更手続きを行うなど、事前に本試行の工期を設定しないと現場管理費の補正値が確定できない場合 等

（参考）補正の対象期間※₁イメージ



対象期間（真夏日率算出における工期）

※₁ 上記対象期間のうち、年末年始6日間、夏季休暇3日間、

工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

※₂ 変更契約手続き上、後片付け期間までを対象期間とすることが困難な場合は、受発注者協議により別途定めた日を「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行」における工事完成日とみなすことができる。

Q 3. 出来形検査のため測量作業や自社資材置場での片付けなど工事に関する屋外作業について、真夏日の日数として計上してよいか。

A 3. 工事に関する屋外作業であれば真夏日の日数として計上するものとする。

Q 4. 工事に計上する業務委託（測量、地質調査及び設計業務等）は、対象外として考えてよいか。

A 4. 対象外とする。

Q 5. 真夏日率の算出において、不稼働日における真夏日も「工期期間中の真夏日」に含めるのか。

A 5. 含める。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

Q 6. 「熱中症対策に資する現場管理費補正」と「現場環境改善費（避暑（熱中症防止）」の違いはあるか。

A 6. 対象となる項目が異なる。

【熱中症対策に資する現場管理費補正】

作業員個人の費用（塩飴、経口保水液等効果的な飲料水、空調服、熱中症対策キット等）

【現場環境改善費（避暑（熱中症防止）】

現場の施設や設備に対する熱中症対策費用（日よけテント、遮光ネット、送風機、製氷機等）

Q 7. 熱中症対策に係る「作業員個人の費用」と「現場の施設や設備に対する熱中症対策費用」はどのように計上するのか。

A 7. 「作業員個人の費用」については、「京都市建設局における熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行に関する要領」に基づき費用計上されるため、補正の加算額に含まれる。

「現場の施設や設備に対する熱中症対策費用」については、積算基準をもとに、現場環境改善費を積上げ計上する。

Q 8. 熱中症対策に係る費用を設計変更で計上する場合、事前協議の対象になるか。

A 8. 「熱中症対策に資する現場管理費補正」と「現場環境改善費（避暑（熱中症防止）」に係る設計変更は、「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン」に規定する事前協議手続きの対象外とする。

Q 9. 施工箇所点型工事の積算について、補正方法はどのように考えるのか。

A 9. 施工箇所ごとの工期、真夏日により真夏日率、補正値を算出する。